

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する  
国土交通大臣指示

令和2年1月21日

今回の中華人民共和国武漢市における新型コロナウイルスに  
関連した感染症について、既に我が国でも感染者が確認されて  
いるところであるが、今後の更なる感染拡大に備え、関係各局に  
おいては、厚生労働省等関係省庁と緊密に連携し、引き続き、以  
下の事項を適切に実施すること。

- 航空事業者、旅行事業者等、関係事業者に対して、迅速かつ  
的確な情報提供を行うこと。
- 航空局、海事局及び港湾局は、空港及び港湾施設における検  
疫の実施の円滑化及び海外渡航者への情報提供等、水際対策  
の徹底について必要な支援を行うこと。
- 海上保安庁は、関係機関と連携を密にし、水際対策の徹底を  
図るとともに、航行船舶に対し必要な情報の提供を行うこと。